

災害時に町民のみなさんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

冬は火災が増える季節です。年末の大掃除を機会に、普段掃除していない家の隅々まできれいに  
して、火災を未然に防ぎましょう。

## ●火災を出さないために！

### ○ストーブ

電気ストーブを可燃物の近くで使用しないようにしましょう。  
特に、衣類などを近くで乾かすことは危険です。その場  
を離れるときは、ストーブを切りましょう。



ポイント

ストーブの周りに物を置かないように  
しましょう！

### ○たばこ

たばこの火を確実に消すことはもちろんですが、灰皿に  
大量の吸い殻をためることは、危険です。



ポイント

灰皿には水を入れ、こまめに始末  
することを習慣にしましょう！

### ○トラッキング現象

コンセントに差したプラグの間に、ほこりが付着し湿気  
を帯びることで、電気が通る道が作られること。トラッ  
キング現象が継続すると出火することがあります。



ポイント

コンセントとプラグの間にほこりがたまら  
ないように、こまめに点検掃除をしましょう！

### ○束ね配線

電気製品のコードなどを束ねて使用すると、放熱がうまくいかず、配線に熱が溜まり、配線の被覆を溶かし、異極間同士が短絡して、火災の原因となります。



ポイント

配線は、束ねずに使用しましょう！

## 島田消防署よりお知らせ

### ●住宅用火災警報器について！

#### 住宅用火災警報器の必要性について

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱をいち早く感知して警報を発する器具となります。火災による死因の約半数が「逃げ遅れ」によるものです。住宅用火災警報器を設置することで「少しでも早く火災に気づくことで初期消火や安全な避難が可能」になります。



#### 島田消防署から町民の方へアドバイス！

- 1 住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性がありますので、警報器の機能を維持するために、定期的に点検をしましょう。
- 2 住宅用火災警報器の点検、交換の際は、便乗した悪質商法に十分注意するとともに、お困りの際は、静岡市消防局島田消防署へご相談ください。  
(TEL：0547-37-0170)

#### 付けてよかった！住宅用火災警報器

実際にあった話です。

- 1 居住者が寝たばこをしてしまい、布団から発煙し寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が布団を風呂場へ持って行き、浴槽の水へ浸し大事には至らなかった。
- 2 就寝中、掛布団が電気ストーブに触れ、布団を焦がし寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が水をかけ、大事には至らなかった。

#### 住宅用火災警報器10年問題について

「住宅用火災警報器」は平成23年6月からすべての一般住宅で設置が義務化され、当初の設置義務化から10年が過ぎました。当初に設置された住宅用火災警報器の中には劣化や電池切れが生じ、火災を感知できない住宅用火災警報器もありますので、住宅用火災警報器の「製造年」を確認し10年を目安に交換しましょう。



次回は「備蓄品について」を掲載予定

【問】総務課・自治防災室 ☎0547(56)2220

内装&外装 塗装工事一式

# なかむら塗装

静岡県知事許可 第25802号

川根本町徳山936

TEL・FAX 0547-57-2840

二代目代表 中村 剛子(なかむら たかね)

ご相談やお見積もりは無料です。お気軽にお声掛けください。